

公務員宿舎津田沼第2住宅（仮称）整備事業に係る設計及び建設に関する要求水準書（特記）の記載内容について下表のとおり変更します。

（該当部分のみ記載）

変 更 前	変 更 後
<p>1（略）</p> <p>2 太陽光発電システムの導入 太陽光発電の発電量は<u>5 k w</u>以上とする。太陽光により発電した電力はエレベーターに供給するものとし、<u>エレベーターに供給しない電力は電力会社に売電する（蓄電池は設置しない）</u>。なお、<u>発電量が不足する場合及び太陽光発電設備を設置していない棟</u>については、一般電源（商用電力）を使用する。また、<u>発電容量表示パネルを住棟エントランスホールに設置する</u>。</p>	<p>1（同左）</p> <p>2 太陽光発電システムの導入 太陽光発電の発電量は <u>30 k w</u>以上とする。太陽光により発電した電力はエレベーターに供給するものとし、<u>余剰電力は電力会社に売電する（蓄電池は設置しない）</u>。 なお、太陽光発電設備を設置していない棟（<u>エレベーター</u>）については、一般電源（商用電力）を使用する。また、<u>簡易な発電容量表示パネルは太陽光発電設備を設置した全ての住棟エントランスホールに設置する</u>。</p>

※本件変更内容を反映した改訂版を掲示しております。